

企画競争説明書

業務名称：ガーナ国市場志向型農村生活改善プロジェクト

調達管理番号：21a00889

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本プロジェクトのプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年12月15日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年12月15日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ガーナ国市場志向型農村生活改善プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月 ～ 2027年3月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2022年3月 ～ 2023年3月

第2期：2023年4月 ～ 2025年3月

第3期：2025年4月 ～ 2027年3月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の

上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

【オプション（12ヶ月を超える履行期間となる場合）】

（5）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

第2期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

第3期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課、三宅達夫 Miyake.Tatsuo@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第二グループ 第四チーム

5 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同

じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ガーナ国市場志向型農村生活改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：19a01250）の受注者（ペガサスエンジニアリング株式会社）及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年12月24日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2022年1月5日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2022年1月21日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
 なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）
 「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) ベースライン調査およびエンドライン調査（現地再委託経費）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) プロジェクト執務室における家具類 500 千円（第4章の（3）に記載のもの）
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 GHS1 = 18.7452 円
 - b) US\$1 = 113.844 円
 - c) EUR1 = 132.164 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／SHEP（市場志向型農業振興）
 - b) 園芸栽培技術
 - c) 栄養・生活改善

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

63.51人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

評価点の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年2月8日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④価格点*

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、

又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定

個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：途上国における農業普及分野に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。現在通常通り現地渡航できる状況にありますが、一方で、コロナ禍の影響で現地渡航できない状況が発生する可能性もあります。現地業務に関し、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定した国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本業務では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めますが、若手育成加点の対象とはしません。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／SHEP
- 園芸栽培技術
- 栄養・生活改善

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／SHEP）】

- a) 類似業務経験の分野：SHEPに関する各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：ガーナ国及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 園芸栽培技術】

- a) 類似業務経験の分野：園芸栽培にかかる各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：評価なし
- c) 語学能力：評価なし

【業務従事者：担当分野 栄養・生活改善】

- a) 類似業務経験の分野：栄養・生活改善にかかる各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：ガーナ国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/SHEP</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：園芸栽培技術	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力：栄養・生活改善	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2022年 1月27日（木） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」または「JICA」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ガーナ国市場志向型農村生活改善プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ガーナにおいて、農業セクターの労働者は全労働人口の44.7%を占める。一方、同セクターの平均年間成長率2000-2016年は、サービスセクターの7%、産業セクターの8%と比較し4%と低く、農業のGDP構成比も、農業の近代化の遅れによる低生産性から2005年の31%から2016年には20%まで落ち込んでいる（Ghana Integrated Plan for Agri-Food-Systems Development (GIPAD) 2018-2021）。就労形態別の世帯調査では、農業従事世帯の貧困率は2016/17年は43%と他の就労形態よりも大幅に高く、2012/13年の39%から増加傾向にある（Ghana Living Standards Survey Round 7, 2018）。農業従事者の大半は、耕作地2ha以下の小規模農家であり、依然として自給自足を中心とした伝統的農業を営んでおり、生産性・収益性共に低く、同国の食糧安全保障及び栄養状態を含む農村の生活水準の向上を妨げている。

JICAは、TICAD Vで表明された「市場志向型農業振興（以下、「SHEPアプローチ）」の広域化を進めるため、2015年度以降、課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興（行政官コース・普及員コース）」に同国食糧農業省の職員らを招聘した。その後、研修員が作成したアクションプランに基づくパイロット事業が実施されその有効性が実証されてきている。これらの活動とSHEPアプローチの有効性を評価したガーナ政府は、SHEPアプローチをさらに同国で広めることで小規模園芸農家の生産性やマーケティングを強化し生計向上を目指す支援を、我が国に要請した。

第3条 プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

ガーナ国市場志向型農村生活改善プロジェクト
(Market-Oriented Rural Life Improvement Project)

（2）受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：対象農民組織（FBOs）の構成員

間接受益者：食糧農業省（MoFA）

対象州農業局（RADs）、対象郡農業局（DADs）、農業普及員（AEAs）

最終受益者：対象農家、MoFA

(3) 事業実施体制

主監督機関：食糧農業省作物サービス局（DCS）（園芸作物の栽培・販売担当）
協力監督機関：食糧農業省女性農業局（WIAD）（ジェンダー主流化、栄養改善担当）
食糧農業省農業普及サービス局（DAES）（農業普及全般担当）
実施機関：対象州農業局、対象郡農業局

(4) 上位目標

SHEPアプローチを主流化した農業技術普及サービスが、小規模農家の生活改善を目指し、持続的に提供される。

(5) プロジェクト目標

SHEPアプローチを主流化した農業技術普及サービスシステムが、対象州及び対象郡の小規模農家の生活改善に向けて機能する。

(6) 期待される成果

成果1：SHEPアプローチを主流化した農業技術普及サービスシステムが、ガーナの地方分権化を踏まえ、中央政府レベルで構築される。

成果2：SHEPアプローチを主流化した農業技術普及サービスシステムが、対象州及び対象郡で構築される。

成果3：SHEPアプローチを主流化した農業技術普及サービスシステムが、対象州及び対象郡主導で提供される。

成果4：栄養改善に関する普及システムが、対象州対象郡で構築される。

(7) 活動の概要

【詳細計画策定】

活動0-1 プロジェクト関係者（DCS、DAES、WIAD、RAD、DDO、AEA等）の役割を明確にする。

活動0-2 詳細計画策定に必要な情報（園芸作物バリューチェーン等）収集に向けた調査を実施する。

活動0-3 SHEPアプローチを広く普及させるため、連携可能なドナーやNGO等を見出す。

【中央SHEPチーム】

活動1-1 MoFAにおいて、中央SHEPチームを設立する。

活動1-2 SHEP研修の帰国研修員と連携し、中央SHEPチームのメンバーを対象に、SHEPマスター・トレーナーの講師研修（ToT）を実施する。

活動1-3 政府の農業普及政策におけるSHEPアプローチの主流化を目的とした、MoFA職員向けワークショップを中央SHEPチーム主導で実施する。

活動1-4 ファームインスティテュートや農業大学に、SHEPアプローチを紹介する。

活動1-5 プロポーザル競争に向けて、全州を対象としたSHEPアプローチに関するワークショップを開催する。

活動1-6 対象州及び対象郡選定に向けたプロポーザル競争を実施する。

活動1-7 州SHEPチームに対する講師研修（ToT）を実施する。

活動1-8 実施プロセスをモニタリングし、デモサイトのある州の州SHEPチームに

対し適宜技術支援を行う。

- 活動1-9 デモサイトの対象FB0に対するインパクト評価を実施する。
- 活動1-10 デモサイトでの結果を基に、SHEPアプローチ主流化に向けた普及サービスシステムのモジュール及びツールをカスタマイズする。
- 活動1-11 州及び他ドナー等を対象とした経験共有ワークショップを開催する。
- 活動1-12 モニタリング及び評価結果に基づき、ガーナにおけるSHEPガイドラインを策定する。
- 活動1-13 SHEPアプローチに関する普及用資料（パンフレット、ポスター他）を作成する。

【州SHEPチーム及び郡SHEPチーム】

- 活動2-1 対象州で州SHEPチームを設立する。
- 活動2-2 SHEPアプローチを活用したアクションプランを作成する。
- 活動2-3 対象郡で郡SHEPチームを設立する。
- 活動2-4 郡SHEPチームを対象に、州SHEPチームが、SHEPトレーナー養成研修（ToT）を実施する。
- 活動2-5 AEAを対象に、郡SHEPチームが、SHEPトレーナー養成研修を実施する。
- 活動2-6 対象郡においてデモサイトを創設する。
- 活動2-7 デモサイトの対象FB0に対し、AEAがSHEP研修を実施する。
- 活動2-8 デモサイトでの活動をモニタリングし、適宜技術支援を行う。
- 活動2-9 デモサイトでの活動結果を評価する。

【州SHEPチーム、郡SHEPチーム】

- 活動3-1 デモサイトでの成果を基に、対象州内の新たな郡に対するSHEP普及戦略及び計画を策定する。
- 活動3-2 デモサイトでの成果を基に、対象郡内の新たなFB0に対するSHEP普及戦略及び計画を策定する。
- 活動3-3 デモサイトでの成果を基に、SHEPアプローチの主流化に向けた普及サービスシステムのモジュールやツールを改良する。
- 活動3-4 対象州のSHEP普及戦略及び計画に基づき、対象州内の新たな郡でSHEPアプローチの普及を実施する。
- 活動3-5 対象郡のSHEP普及戦略及び計画に基づき、対象郡内の新たなFB0に対してSHEPアプローチの普及を実施する。
- 活動3-6 SHEPアプローチの普及活動のプロセスをモニタリングする。
- 活動3-7 デモサイトでの活動結果を評価する。
- 活動3-8 プロジェクトの成果に基づき、広報活動を行う。

【女性農業局（WIAD）主導】

- 活動4-1 対象州・郡の州及び郡SHEPチーム（主にWIAD担当スタッフ）とAEAを対象に、SHEPアプローチに関するToTと合わせて栄養改善に関するToTを実施する。
- 活動4-2 対象郡の状況に合わせて、栄養改善に係るモジュールやツールをカスタマイズする。
- 活動4-3 対象郡の対象FB0構成員に対し、SHEPアプローチ導入と合わせた栄養改善に係る活動を実施する。

活動4-4 対象郡における栄養改善に係る一連の活動のモニタリングと評価を実施する。

(8) 対象地域

ガーナ全州（全州向けにワークショップを実施の上、関心表明を示した州によるプロポーザル競争を経て、SHEPアプローチ主流化を支援する州を決定する予定）。

第4条 業務の目的

本プロジェクトは、ガーナ国においてSHEPアプローチの主流化による農業普及システムの強化および普及サービスの向上を図り、もって農家の農業収入の向上および栄養改善を中心とした農村生活の改善に寄与するものである。

第5条 業務の範囲

本業務は、発注者が2021年12月中にガーナ国食糧農業省と締結予定のR/Dに基づいて実施される「ガーナ国市場志向型農村生活改善プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 実施スケジュール

本プロジェクトは基本計画策定調査、詳細計画策定調査の二段階で計画策定を行うものであり、2020年8月～10月にかけてまず基本計画策定調査を実施した。詳細計画策定はRD署名後に実施する。具体的には、プロジェクト期間は5年間で、事業開始直後から1年以内に、本プロジェクトの詳細計画を策定することとしている。その後、同計画に沿って本格活動を実施する。
なおプロジェクトの開始日については、C/Pと日本人専門家によるキックオフ会議の開催日とし、本会議はオンラインで行うことも可能とする。

(2) プロジェクト計画

上記(1)に関連し、本プロジェクトの計画（成果1～4）については、詳細計画調査後に確定する。したがって、場合によっては、本格活動期間の計画は、以下に記載するものと異なる可能性がある。そのため、第二期の契約時に、詳細計画策定結果を踏まえて、活動計画を確定する。

(3) プロジェクトの基本方針

1) SHEPアプローチを通して、ガーナ農業普及をより市場志向型にし、小規模園芸農家の収入向上を目指す。また、栄養改善促進活動を通じ、増加した収入を栄養価の高い食品の購入に充ててもらふことで、対象世帯の栄養改善を図る。

- 2) 地方分権体制を念頭に、中央、州、郡のカスケード方式をとりつつ、SHEPアプローチの普及を通じた農業普及システムの強化を目指す。そのための仕掛けとして、中央、州、郡にSHEPのトレーナーで構成されるSHEPチームを構築し、その普及体制の強化を図る。
- 3) 可能な限り多数の小規模農家にSHEPアプローチを普及することを目指し、対象州や対象郡以外のエリアへの普及拡大に努める（例：他ドナーとの連携、プロジェクト対象州を選考するためのプロポーザル競争を全国レベルで行う）。
- 4) 栄養改善については、MoFA内で栄養改善を担当する女性農業局（WIAD）を中心とし、同じ普及システムを利用し、本プロジェクトの主軸となるSHEPアプローチの普及と並行し、同じ対象農家グループに対して、栄養の啓発活動などを行う。特に、家計研修なども取り入れ、SHEPから生じた農業収入が栄養改善をはじめとした世帯の福祉に活用されることを目指す。また、利用する研修モジュールや教材などは、WIADが有する既存のものを活用とすることとし、必要に応じて、その更新や、対象地の状況を踏まえてカスタマイズを行う。ただし、本案件においては、成果4のみで対応する活動であることに留意し、SHEP関連活動とのバランスに留意する。

（4）実施体制

- 1) 当該案件内では、園芸作物ユニットを有するMoFAの作物サービス局（DCS）を主たるC/P機関もしくは主監督機関とし、同MoFA内の女性農業局（WIAD）と農業普及サービス局（DAES）の2組織が協力監督機関となり、実質的な実施機関である州農業局（RAD）、郡農業局（DAD）のプロジェクト活動を支援・監督する。また、ガーナ政府側から普及活動にかかるモニタリングを重視したいという意向があがっていることから、モニタリング強化に関係する協力部署（MoFA内）の追加を検討する。
- 2) 本省レベルにおいて、MoFAの人材によって構成される「中央SHEPチーム」を編成し、対象州や対象郡への普及を担う。その構成員としては、基本的には、本プロジェクトの実施機関であるDCS、WIAD、DAESからの人材とするが、必要な専門性に応じて、それ以外の部署から人材を確保することもありうる。なお、同構成員に対しては、日本人専門家からの技術移転を通して、SHEPアプローチの習得を図る。
- 3) 州および郡の地方レベルにおいても、それぞれに、「州SHEPチーム」および「郡SHEPチーム」を構築し、農業普及員や農家／農家グループ（FB0）への普及を担う。
- 4) 本プロジェクトは、構築された農業普及システムを活用し、栄養改善を推進する取り組みも行う。当活動については、MoFAで栄養改善を担当するWIADが中心となって対応する予定である。また、州・郡レベルにおける栄養改善活

動については、州・郡農業局に配属されているWIAD担当スタッフが主導して行う。

(5) 対象サイト

- 1) 本プロジェクトの対象州および対象郡については、案件開始前には敢えて決めないこととする。対象州・郡の選定については、全州を対象としたSHEPアプローチを紹介するワークショップを開催後に実施する各州によるプロポーザル競争のプロセスを通じて行う。
- 2) 各州からのプロポーザルの評価のための具体的な基準については、プロジェクト開始後の詳細計画策定調査期間に、C/Pとの協議をもって決定する。
- 3) プロポーザル競争で選定された対象州は、SHEPアプローチの実証を行うデモサイトを置く場所として、その州内から少なくとも1郡を対象郡として選出する。その選考方法については、その州の方針に委ねる。
- 4) このプロポーザル競争とそれに伴う全州対象のSHEP説明会については、毎年1回実施され、1回につき6州が選ばれる。現在、ガーナ国内には16の州が存在するが、対象州になる回数については特に制限はしない予定である。なお、各年に先行される6州を束ねた単位を「1バッチ」と呼び、2022年の第1バッチから始まり、2025年の第4バッチまで、計4つのバッチが形成される予定であるが、第4バッチについては、1年目のみ介入となる（下表のとおり）。

	第1期	第2期		第3期	
年月	2022年3月- 2023年3月	2023年4月- 2024年3月	2024年4月- 2025年3月	2025年4月- 2026年3月	2026年4月- 2027年3月
第1バッチ		1年目	2年目		
第2バッチ			1年目	2年目	
第3バッチ				1年目	2年目
第4バッチ					1年目

- 5) 現在、北部5州（ノーザン州、アッパー・イースト州、アッパー・ウエスト、サバンナ州、ノース・イースト州）がJICA安全管理部長の承認が必要な地域となっている。北部5州への渡航については、渡航が必須である活動に限り、渡航回数と人数は最小限で計画を立てること。

(6) 対象州および対象郡における活動

- 1) 地方レベルにおける活動は、基本的に本格活動に入る第2期から開始される予定である。各対象州には、2年間に限って、SHEPアプローチの普及および栄養改善啓発活動の実施に必要な予算をプロジェクトから支給する。
- 2) 対象州においては、MoFA内に結成された中央SHEPチームの支援によって、州農業局のスタッフで構成される「州SHEPチーム」を結成する。この州SHEPチ

ームのメンバーは、トレーナーとして、郡レベルを指導する役割を担う。

- 3) 対象郡においては、上記の州SHEPチームの支援によって、郡農業局のスタッフで構成される「郡SHEPチーム」を結成する。この郡SHEPチームのメンバーは、トレーナーとして、同郡の農業普及員（AEA）を対象とした研修を行う。また、郡SHEPチームは、農家グループ（FB0）／農家への研修の場であり、かつ、SHEPアプローチの実証を行う場となるデモサイトの設定も行う。なお、農家グループ（FB0）／農家への普及活動を直接担うのは、郡SHEPチームから研修を受けたAEAsである。
- 4) 普及活動コストが支弁される2年間に関し、第1年目は、対象郡での普及・実証活動を実施する。第2年目においては、州SHEPチームと郡SHEPチームとで、第1年目に実施したデモサイトでの活動を評価・分析し、その結果を利用して、州SHEPチームは、同対象州内の別の郡（最低1郡とするが、それ以上を奨励）に対して普及活動を行う。また、郡SHEPチームは、同郡内の他のFB0や農家に対して普及を行う。

(7) 持続的な普及活動の実施にむけた先方政府予算の確保

上述のとおり、対象州・郡に対しては2年間に限って普及活動予算がプロジェクトから支弁されるが、その後は、政府予算によって普及活動が継続されることが前提とされている。郡議会をはじめとする普及活動予算の配賦にかかる意思決定権を持つ組織への働きかけや、普及活動計画や予算計画の策定など予算申請にかかるスキル強化の支援などを通し、政府予算の確保が求められる。なお、SHEPの実践による農家の収入向上など、具体的な成果は予算確保をアピールするための有効な材料となることから、普及・実証活動のモニタリングにも注力することが求められる。

(8) 上級行政官に対する課題別研修や第三国研修へ招聘

SHEPアプローチの理解の促進とコミットメントの強化を目的に、本プロジェクトに関与しているガーナ政府内の上級行政官に対し、SHEP関連の課題別研修や第三国研修、地域ワークショップなどへの参加機会を優先的に設けることとする。基本的にこれらの参加にかかる経費はJICA負担とする。

(9) 他の援助機関との連携

ガーナ国内では、様々な援助機関やNGOなどが農業・農村開発分野で活動している。こうした組織との積極的にコンタクトを取りつつ、SHEPアプローチの効果的かつ効率的な面的拡大に向けた連携を模索する。

(10) SHEPアプローチ普及拡大に向けたメディアの有効活用

本プロジェクトの活動内容およびその成果に関し、日本の援助の有益性を現地の人々に伝えるという広報的な目的に加え、できるだけ多くの人々にSHEPアプローチを実践してもらうという普及の観点からも、テレビ、ラジオ、新聞、ソーシャルメディアなど、様々な情報媒体を効果的に活用する。

(11) インパクト評価の実施

本プロジェクトにおいては、SHEPアプローチのさらなる開発に向けて、同アプローチの実践が農家やそのコミュニティなどに与える社会的・経済的影響を調査・研究する「インパクト評価」事業の対象となる可能性がある。インパクト評価実施の可否、実施する場合の調査方法・内容などの詳細については、第2期の契約時までに先方政府の意見を踏まえつつ、JICA側と受注者側で決定する。

(12) ジェンダー配慮

ガーナにおいては、特に北部のイスラム教徒が多い地域において、その保守的な社会規範から女性の活動が制限されるケースが散見される。本プロジェクトにおいては、特に普及活動において、女性が平等に参加機会を得る配慮が求められる。また、栄養改善の推進においては、その分野の特性から、女性の積極的な関与は不可欠であるに十分に留意をする。

(13) 金融包摂

ガーナでは、農業従事者向けの金融サービスが極めて限定的であり、それが農業投入を妨げ、同国の農業・農村開発のボトルネックとなっている。SHEPにおいても市場ニーズに対応した農業栽培に行うにあたり、農業投入は不可欠であるところ、農民の金融リテラシーの強化など、本課題に対する積極的な対応を推奨することとする。

第7条 業務の内容

本プロジェクトにおける本業務内容については、以下を想定している。

【各契約期間に共通の業務】

(1) 業務計画書及びワーク・プランの作成

本業務に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について発注者の承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

(2) モニタリングシート（英文）の作成

本プロジェクトのM/M、R/D等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成するとともに、ガーナ側関係者と協議、意見交換の上で、上記内容を反映させたモニタリングシートVer. 1（英文）に取りまとめる。

その後は6か月ごとにC/Pと共にモニタリングシートを作成し、JICAガーナ事務所へ提出する。

(3) 合同調整委員会（JCC）の開催支援

少なくとも年に1回 JCC の開催を支援し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、及び目標の達成度確認等を行う。

(4) 広報活動の実施

ガーナにおける SHEP アプローチの普及を促進するため、G/P による SHEP ウェブサイトの立ち上げ及び更新作業等を支援する。加えて、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、ガーナ及び日本の国民各層に正しく理解してもらえよう、新聞、TV、ラジオ、ニュースレター等、広報のターゲットに合わせて適切な媒体を用い、効果的な広報を行う。

(5) JICA による SHEP 関連の取組みの支援

JICA が実施する SHEP 関連の課題別研修（年2回程度）、在外補完研修（年1回程度）、国際ワークショップ（年1回程度）に際して、ガーナからの参加者の選定や理解促進等を支援する。

(6) 先方政府への現地再委託方式の検討

COVID-19 の拡大や治安問題、もしくは、業務体制上の制約などの観点から、必要に応じて、先方政府への現地再委託の実施を検討することを妨げない。その場合、先方政府や JICA との協議を通じて、先方の契約主体、支払い対象の経費、支払いに際しての証憑書類等、その実施方法の詳細について検討を行う。

(7) プロジェクト業務進捗報告書、プロジェクト業務完了報告書の作成

第1期および第2期の終了時には、当該期間の活動状況をプロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。第3期の契約期間の終了時には、プロジェクト期間全体の結果をプロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。

【第1期：2022年3月～2023年3月】

<成果0に係る活動（詳細計画策定）>

(8) キックオフ会議の開催

本プロジェクトの開始時点で、G/P との間でキックオフ会議を開催する。プロジェクトの概要案を説明するとともに、案件の円滑な立ち上げに向けた各種調整を実施する（第1回JCCを実施することも可能）。

(9) プロジェクト関係者の役割分担の確認

MoFA 内の関連機関（DCS、WIAD、DAES など）との協議を通し、本プロジェクトに従事する人材を確認するとともに、それぞれの役割分担を明確にする。

(10) 現地調査の実施

詳細計画策定に向けて、C/P機関と協働しつつ、以下の通り、不足している情報を収集し、現状及び解決すべき課題、第二期以降に想定される計画（案）をまとめる。

- 帰国研修員による帰国後のアクションプラン(SHEPアプローチの普及活動)の実践状況
- 園芸農家の営農形態（栽培作物、作付収量、作付面積、収支など）
- 園芸作物のバリューチェーン（州、郡レベル）
- 園芸農家に対する普及システム
- 各州、郡レベルの予算配賦状況（農業関連、特に園芸作物）
- 各州の栄養関連情報（栄養課題、栄養関連データ、実施中の栄養関連プロジェクトなど）

※現地調査に当たっては、気候、作物の違いを考慮し、少なくとも北部、中部、南部から各1州を選定することを想定する。

(11) ステークホルダーの洗い出し

他の援助機関、NGO、民間企業、農業組織など、本プロジェクトの効果的な実施において連携の可能性がある機関を、C/P 機関と協働を通して洗い出す。特に、ガーナにおいては、帰国研修員を通じて SHEP アプローチ導入に至った世界銀行のプロジェクト、SHEP アプローチに関心を寄せている IFAD などがあり、普及拡大の意図からこうした組織との連携を積極的に模索することとする。

(12) 詳細計画の策定

上記成果0の活動結果を踏まえて、先方政府および JICA 側との協議を通じ、詳細計画の最終化を行う。また、JCC の開催をもってプロジェクト関係者の承認を得る。

<成果 1に係る活動>

(13) 中央 SHEP チームの創設

上記の（9）でリストアップされた人材及び帰国研修員を中心に、最適な人材を4-5人程度選んで、中央 SHEP チームを形成する。構成員については、当該事業への参加意欲に加え、園芸農業、農業マーケティング、栄養など、専門性の多様化を意識して選択する。

(14) マスター・トレーナー研修（ToT）の実施

上記（13）で創設した中央 SHEP チームの構成員に対して、帰国研修員の協力なども得て、SHEP アプローチのマスター・トレーナーを要請するための研修（ToT）を行う。また、同研修の実施に先立って、既存のものをベースに研修カリキュラムやモジュールを準備する。

(15) 中央政府（MoFA）職員向けの SHEP ワークショップの実施

農業政策の策定を担う MoFA における SHEP アプローチの主流化を目的として、中央 SHEP チームにより、同省職員向けの SHEP ワークショップを開催する（少なくとも、15-20 名規模のワークショップ 3 回実施を想定）。同過程では、ガーナの園芸農業の実状に照らし合わせ、上記(14)で利用したカリキュラムやモジュールの見直しも行う。なお、中央 SHEP チームは、本ワークショップを通じ、マスター・トレーナーとしての実践経験を積み、その後の地方レベルでの活動に備えることが期待される。

(16) MoFA 主管の農業関連教育機関への SHEP アプローチの紹介

MoFA が所管する Farm Institute（農家対象）および農業大学校（農業普及員を目指す学生対象）などの農業関連教育機関に対し、中央 SHEP チームが中心となり、講師陣などに対し SHEP アプローチを紹介する活動を行い（訪問して説明、関係者へのセミナー開催、対象州での普及活動の視察などを想定）、対象教育機関の活動内で、ワークショップの開催など、何らかの形で取り扱ってもらえるよう働きかける。

(17) 全州対象の SHEP ワークショップの開催（第 1 バッチ 1 年目）

対象州選定に向けたプロポーザル競争に向けて、ガーナの全州農業事務所を対象に、SHEP アプローチおよび本プロジェクトの概要および対象州選定方法の説明のためのワークショップを行う（基本的には、全州の代表を集めて 1 回の開催を想定しているが、場合によっては、地域ブロックに分けて数回にわたって実施することも可。）。各州からの参加者は各 1～3 名を想定する。本ワークショップ自体は、中央 SHEP チームが主体となって執り行うこととし、このワークショップまでに、プロポーザル競争の手順（例：プロポーザルの様式、提出期限など）を詳らかにしておき、参加者に提示できるようにする。また、この機会を通じて、それぞれの州農業事務所の SHEP 事業に対する意欲なども確認しておく。

(18) 対象州選定に向けたプロポーザル選考方法の実施（第 1 バッチ 1 年目）

本プロジェクトへの参加を志願する州からのプロポーザルを取り付け、その中から対象州を 6 州選考する。選考前に、先方政府とその選考基準について、しっかりと協議しておく。なお、選定にあたって、JICA 安全渡航措置情報も念頭に置いておくこと。

【第 2 期：2023 年 4 月～2025 年 3 月】

※詳細計画策定が 1 年以内に完了した場合は、第 1 期に以下の業務の一部を早めて実施することとする。

<成果 2 に係る活動>

(19) 対象州における州 SHEP チームの創設（第 1 バッチ 1 年目）

プロポーザル競争を経て選考された対象州においては、州農業事務所スタッフを主たる構成員とする「州 SHEP チーム」を創設する。選ばれた構成員に対しては、中央 SHEP チームによって、SHEP アプローチ普及にかかるトレーナー養成研修（TOT）を行う。日本人専門家の支援は最小限とし、中央 SHEP チームが自立して実施するよう働きかける。

(20) SHEP アプローチ普及にかかるアクションプランの策定 （第1バッチ1年目）

対象州において、その州内の対象郡を選定したうえで、アクションプランを策定する。この過程は、中央 SHEP チームが中心となって指導し、日本人専門家はそれに対して助言など行う。

(21) 対象郡における郡 SHEP チームの創設 （第1バッチ1年目）

州 SHEP チームは、対象郡の農業事務所スタッフを主たる構成員とする「郡 SHEP チーム」を創設する（人数は州の状況によって異なるが、平均 4-5 名を想定）。選ばれた構成員に対しては、州 SHEP チームによって、SHEP アプローチにかかるトレーナー養成研修（TOT）を行う。同研修については、中央 SHEP チームの監督下で行われるが、必要に応じて、日本人専門家が助言・指導を行う。また、TOT に利用するカリキュラムやモジュールについては、対象州・郡の個別の事情に即して、予めカスタマイズしておく。

(22) 対象郡の農業普及員（AEA）を対象とした TOT の実施 （第1バッチ1年目）

上記(21)で創設された郡 SHEP チームによって、同郡の AEA を対象に TOT を行う（AEA のその郡によって人数が異なるが、各郡 10-20 名を想定）。この実施においては、州 SHEP チームの監督下で行われるが、必要に応じて助言・指導を行う。

(23) デモサイトの創設 （第1バッチ1年目）

州 SHEP チームおよび郡 SHEP チームは、当プロジェクトへの参加意欲や圃場の状況やアクセスなどを勘案のうえ、対象郡の農業普及員および対象農家グループ（FB0）/農家を特定する。このデモサイトの設置に関し、農業生態系、社会経済状況などを踏まえ、専門家的見地から助言を行う。

(24) デモサイトの対象 FB0 への SHEP 研修の実施 （第1バッチ1年目）

上記(22)の TOT を受講した AEA によって、対象 FB0/農家に対して SHEP 研修を実施する。この実施においては、郡 SHEP チームの監督下で行われ、日本人専門家は必要に応じて助言・指導を行う。また、本研修に実施にあたり、農家の能力、社会経済状況、営農状況を勘案のうえ、研修カリキュラムおよびモジュールの作成を支援する。

(25) デモサイトでの活動の準備 (第1バッチ1年目)

活動の開始にあたり郡 SHEP チームの指導下で行われる対象 FBO による活動計画の策定および対象デモサイトにおけるベースライン調査の実施などの活動を支援する。ベースライン調査については、現地再委託を可とする。ベースライン調査の内容については、詳細計画の内容を踏まえ、先方政府および JICA との協議のうえ決定する。また、インパクト調査を実施する場合、ベースライン調査の情報を利用するため、インパクト調査との調整も行う。

(26) デモサイトでの活動のモニタリング (第1バッチ1年目)

郡 SHEP チームおよび AEA は、デモサイトにおける FBO の活動を定期的にモニタリングし、必要に応じて、FBO に助言・指導を行い、また、モニタリングの結果は、州 SHEP チームに報告する。また、郡からの報告を受けた州 SHEP チームは、その内容を確認し、必要に応じて、郡への助言・指導を行い、また、モニタリングの成果を中央 SHEP チームに報告する。州からの報告を受けた中央 SHEP チームは、その内容を確認し、必要に応じて、州への助言・指導を行う。なお、モニタリングの実施にかかる詳細（その頻度、プロセス、報告書式など）に関しては、予め先方と協議の上で取り決めておく。日本人専門家は、こうした一連のモニタリングが円滑に実施されるよう支援を行う。

(27) デモサイトでの活動の実証結果の評価 (第1バッチ1年目)

各デモサイトでの2年間の介入のうち、1年間目の活動が終了した時点で、州・郡 SHEP チームと協働して、エンドライン調査を行い、対象 FBO 構成員の農業収入の向上など、SHEP アプローチの有効性について評価し、その教訓を纏める。

(28) 第2バッチの活動1年目の実施 (※成果1の活動を一部含む)

第1バッチの活動が2年目に入る時点で(2024年4月頃を想定)、第1バッチと並行して、第2バッチの活動として、上述の(17)から(27)の活動を実施する。本活動においては、第1バッチの経験を踏まえて、必要に応じて、実施方法改善の支援を行う。

<成果3に係る活動>

(29) 対象州内の新たな郡および FBO に対する SHEP 普及戦略・計画の策定 (第1バッチ2年目) とその実施 (第1バッチ2年目)

上記(27)の結果を踏まえて、州 SHEP チームによる新対象郡への普及戦略・計画の策定、郡 SHEP チームによる新対象 FBO の普及戦略・計画の策定とその実施を支援する。活動内容は、成果2の1年目の活動と基本的に同じであるが、できる限り、多くの対象 FBO への普及を勧奨するとともに、1年目の教訓が生かされているかを確認する。なお1年目の対象デモサイトでは、この結果

に基づき、2年目も活動を継続する。引き続き、郡 SHEP チームのモニタリングを受けるが、1年目よりも自立して活動を行うとともに、必要に応じて、新対象 FB0 からの訪問視察の受け入れなども行う。

(30) 3年目以降の活動に向けた自立発展に係る支援（第1バッチ2年目）

2年目をもって、プロジェクトからの活動予算の支援が終了するため、2年目の活動期間中（1年目からの準備はより好ましい）に普及活動予算確保に向けた準備を支援する。郡 SHEP チームとともに郡予算決定プロセスを把握したうえで、それに向けた普及予算計画策定、予算計上にかかる郡政府への働きかけなどを支援する。

<成果4に係る活動>

(31) 対象郡の栄養課題の把握と ToT モジュールやツールの修正（第1バッチ1年目）

栄養改善担当の専門家を中心に、中央政府の WIAD スタッフと協働で、対象州の栄養課題および栄養関連情報を収集し、分析する。その結果を基に、既存の栄養改善にかかる ToT モジュールやツールをカスタマイズする。

(32) 州 SHEP チームに対する栄養改善 ToT の実施（第1バッチ1年目）

上記（19）の州 SHEP チームに対する SHEP アプローチの ToT と併せて、中央政府の WIAD 主導で栄養改善に関する ToT が実施される。本活動にあたり、栄養改善分野の専門家が監督のうえ、必要に応じて、WIAD への助言・指導を行う。

(33) 州における栄養改善活動計画の策定（第1バッチ1年目）

上記（20）で策定される SHEP アプローチ普及にかかるアクションプランに、栄養改善にかかる活動が含まれていること、また、その妥当性について確認する。

(34) 対象郡と対象 FB0 世帯の栄養課題の把握と ToT モジュールやツールの修正（第1バッチ1年目）

栄養改善担当の専門家と WIAD スタッフが協働で、デモサイトおよび対象 FB0 世帯の栄養課題および栄養関連情報を収集し、分析する。その結果を基に、既存の栄養改善にかかる ToT モジュールやツールをカスタマイズする。

(35) 郡 SHEP チームに対する栄養改善 ToT の実施（第1バッチ1年目）

上記（21）の郡 SHEP チームに対する SHEP アプローチの ToT と併せて、州 SHEP チーム主導で、栄養改善に関する ToT が実施される。本活動にあたり、WIAD ス

タッフとともに栄養改善分野の専門家が監督のうえ、必要に応じて、州 SHEP チームへの助言・指導を行う。

(36) AEAs に対する栄養改善 ToT の実施（第 1 バッチ 1 年目）

上記（22）の AEAs に対する SHEP アプローチの TOT と併せて、郡 SHEP チーム主導で、栄養改善に関する ToT が実施される。本活動にあたり、WIAD スタッフとともに栄養改善分野の専門家が監督のうえ、必要に応じて、助言・指導を行う。

(37) AEAs による対象 FBO に対する栄養改善活動計画の策定（第 1 バッチ 1 年目）

栄養改善担当の専門家、郡 SHEP チーム、AEAs が協働で、対象 FBO 世帯向けの栄養改善推進活動計画を策定する。本活動については、栄養教育および Social Behavior Change Communication (SBCC)、家計研修などが含まれる。

(38) 対象郡における栄養改善推進活動のモニタリングと評価（第 1 バッチ 1 年目）

郡 SHEP チームと AEA が SHEP 活動を同じモニタリング・システムを利用し、栄養改善にかかるモニタリングを行い、州 SHEP チームおよび WIAD に報告をするのを支援する。第 1 年次と第 2 年次には、モニタリング結果を評価し、WIAD とともに、改善策などを提案する。必要に応じて、モジュールやツールの修正を行う。

(39) 第 2 バッチにおける栄養改善活動（2024 年 4 月からを想定）

上記（31）から（38）と同様の活動を、第二バッチでも同様に行う。必要に応じて、第 1 バッチの教訓を踏まえて、活動内容やモジュール・ツールなどの改善を行う。

<成果 1 に係る活動>

(40) （※未定）モデルサイトを対象としたインパクト調査（第 1 バッチ 1 年目を想定）

本調査を実施する場合、上記（23）で、対象 FBO が確定した時点で、その準備を始める。調査実施の可否、実施する場合の調査方法・内容などの詳細については、第 2 期の契約時までには先方政府の意見を踏まえ、JICA 側と受注者側で決定する。なお、実施する場合、ベースライン調査およびエンドライン調査のデータを活用することとなるため、これらの調査との調整を必要とする。

【第 3 期： 2025 年 4 月～2027 年 3 月】

<成果 3 に係る活動>

(41) 第2バッチ2年目の活動（2025年4月頃からを想定）

第2期からの継続する活動として、上記の(29)および(30)と同様に実施。

(42) SHEPにかかる広報活動の実施

特に、これまでの活動（特に第1バッチおよび第2バッチ）の結果および普及活動状況などを、様々なメディアを利用して広報する。最も効果的な広報手段を見出すとともに、必要に応じて、広報ツールを作成する（例：プロジェクト・ウェブサイト、ソーシャルメディアサイト、パンフレット、視聴覚教材など）

<成果2に係る活動>

(43) 第3バッチ1年目の活動（※成果1の活動を一部含む）

第2バッチの活動が2年目に入る時点（2025年4月頃からを想定）で、第2バッチと並行して、第3バッチの活動として、上述の(17)から(27)と同じ活動を実施する。本活動においては、これまでの経験を踏まえて、必要に応じて、実施方法の改善を行う。

<成果4に係る活動>

(44) 第3バッチにおける栄養改善活動（2025年4月頃からを想定）

上記(31)から(38)と同様の活動を、第3バッチでも同様に行う。必要に応じて、先行バッチの教訓を踏まえて、活動内容やモジュール・ツールなどの改善を行う。

<成果3に係る活動>

(45) 第3バッチ2年目の活動（2026年4月頃からを想定）

上記(43)から継続する活動として、対象州内の新たな対象郡およびFB0に対し、上記の(28)と同様に活動を実施。

<成果2に係る活動>

(46) 第4バッチ1年目の活動（※成果1の活動を一部含む）

第3バッチの活動が2年目に入る時点（2026年4月頃からを想定）で、第3バッチと並行して、第4バッチの活動として、上述の(17)から(27)と同じ活動を実施する。本活動においては、これまでの経験を踏まえて、必要に応じて、実施方法の改善を行う。なお、本第4バッチは1年目しかプロジェクトが介入できないことに留意するとともに、場合によっては、(17)と(18)の活動を割愛し、第3バッチの選考時の補欠州を対象とすることも検討する。

<成果 4に係る活動>

(47) 第 4 バッチにおける栄養改善活動（2026 年 4 月頃からを想定）

上記（31）から（38）と同様の活動を、第 4 バッチでも同様に行う。必要に応じて、第 1 バッチの教訓を踏まえて、活動内容やモジュール・ツールなどの改善を行う。

<成果 1に係る活動>

(48) エンドライン調査の実施

上記（25）のベースライン調査と比較するため、エンドライン調査を行う。インパクト調査を実施する場合は、ベースライン調査のデータを利用する必要があることから、同調査との調整を行う。

(49) SHEP ガイドラインの策定

第 1 バッチから第 4 バッチのモニタリング・評価結果を分析したうえで、SHEP アプローチの普及方法をまとめた SHEP ガイドラインを策定する。

(50) SHEP アプローチ普及用資料の作成

SHEP アプローチの普及拡大に向けた効果的な普及資料（ポスター、パンフレットなど）を作成する。ただし、媒体は紙ベースに限定せず、効果・効率を重視し、多様なメディアの利用の可能性を模索する。

(51) 経験共有ワークショップの実施

SHEP アプローチの普及拡大を目指し、非対象州や他ドナーなどを対象に、本プロジェクトの経験や共有を共有するワークショップを開催する。ここでは、SHEP ガイドラインや普及用資料の共有も行う。

第 8 条 報告書等

(1) 報告書等

1) 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各期の契約の最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。

	レポート名	提出時期	提出先・部数
第 1 期	業務計画書(第 1 期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	JICA 経済開発部: 和文 1 部 JICA ガーナ事務所: 和文 2 部
	ワーク・プラン(第 1 期)	業務開始から約 3 ヶ月後	JICA 経済開発部: 英文 1 部 JICA ガーナ事務所: 英文 1 部 ガーナ政府: 英文 3 部
	モニタリングシート (Ver.1~2)	業務開始から半年ごと	JICA 経済開発部: 英文 1 部 JICA ガーナ事務所: 英文 1 部 ガーナ政府: 英文 3 部

	プロジェクト事業進捗報告書(第1期)	第1期契約終了時	JICA経済開発部: 和文1部、英文1部 JICAガーナ事務所: 和文2部、英文1部 ガーナ政府: 英文3部
第2期	業務計画書(第2期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	JICA経済開発部: 和文1部 JICAガーナ事務所: 和文2部
	ワーク・プラン(第2期)	業務開始から約3ヵ月後	JICA経済開発部: 英文1部 JICAガーナ事務所: 英文1部 ガーナ政府: 英文3部
	モニタリングシート(Ver.3~6)	業務開始から半年ごと	JICA経済開発部: 英文1部 JICAガーナ事務所: 英文1部 ガーナ政府: 英文3部
	プロジェクト事業進捗報告書(第1期)	第1期契約終了時	JICA経済開発部: 和文1部、英文1部 JICAガーナ事務所: 和文2部、英文1部 ガーナ政府: 英文3部
第3期	業務計画書(第3期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	JICA経済開発部: 和文1部 JICAガーナ事務所: 和文2部
	ワーク・プラン(第3期)	業務開始から約3ヵ月後	JICA経済開発部: 英文1部 JICAガーナ事務所: 英文1部 ガーナ政府: 英文3部
	モニタリングシート(Ver.7~9)	業務開始から半年ごと	JICA経済開発部: 英文1部 JICAガーナ事務所: 英文1部 ガーナ政府: 英文3部
	プロジェクト事業完了報告書	契約終了時 なお、ドラフトを3か月前に提出し、発注者からのコメントを踏まえて最終化	JICA経済開発部: 和文1部、英文1部、CD-R1部 JICAガーナ事務所: 和文2部、英文1部、CD-R1部 ガーナ政府: 英文3部、CD-R1部

2) 報告書等の仕様

上記の報告書等は簡易製本することとする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

3) 報告書の内容

プロジェクト事業進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書には、以下の内容を含むものとする。

- ・プロジェクト事業進捗報告書:
活動内容・成果、プロジェクト成果達成の見込み、目標達成の見込み、インパクト、実施上の課題、次期計画における重点及び計画遂行上の留意点など
- ・プロジェクト事業完了報告書:
プロジェクトの成果一覧、活動実施スケジュール(実績)、投入実績、プロジェクトの実施運営上の課題とそれを克服するための工夫・教訓、PDMの変遷、合同調整委員会開催記録など

4) 技術協力作成資料等の対応

以下をはじめとする業務を通じて作成された資料は、各契約終了時に発注者に提出する。

- ・ SHEPアプローチの普及のための研修カリキュラム及び研修モジュール
- ・ 農家へのSHEPアプローチ指導用普及パッケージ
- ・ 栄養改善に係る普及啓発ツール

5) コンサルタント業務従事月報の提出

共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報においては、業務の進捗状況のほか、プロジェクト目標の達成見込み、達成を阻害する要因と対応方針等についても適宜記載すること。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定しています。

第1期：2022年3月～2023年3月

第2期：2023年4月～2025年3月

第3期：2025年4月～2027年3月

第1期については、詳細計画を策定する期間とし、この契約期間内に計画策定を行う。早期に計画策定がなされた場合、JICA側と相談のうえ契約変更を行い、第2期を待たずに、本格活動を開始することとします。

各期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICA側が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、上記の契約期間の分割については、コンサルタントがより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案してください。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

全体：約95人月（現地：93人月、国内2人月）

第1期：約20.0人月

第2期：約37.5人月

第3期：約37.5人月

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。なお、指示書に記載された格付目安と異なる格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記してください。

- ① 業務主任者／SHEP（1号）
- ② 園芸栽培技術（3号）
- ③ 業務調整／研修監理
- ④ 栄養・生活改善（3号）

(3) 業務用機材

- 1) 業務遂行上必要な事務用機器（コピー機、パソコン、プリンタ、プロジェクター、ビデオカメラ等）については、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め、提案し、その費用は本見積に含めてください。また、プロジェクト執務室における家具類（机、椅子、書棚、エアコン等）は、ガーナ政府

側負担により設置されることとなっておりますが、それらが不十分な場合に備え、本見積りに500千円を計上してください。それ以外に業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で本見積りとして提案してください（第1章の8の（6）見積りに記載のとおり）。

- 2) プロジェクト車両は四輪駆動車1台のみを調達予定ですので、運転手備上費用、燃料及び車両整備費用、保険料等の必要経費を本見積りとして提案ください。また、補完的に必要なレンタカーの借り上げ経費も本見積りに含めてください。

（4）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ① ベースライン調査
- ② エンドライン調査
- ③ インパクト評価（実施が決定した場合）

なお、現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法や監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

（5）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

本業務に関する以下の資料をe-koji@jica.go.jpにて配付します。

件名を資料送付依頼_21a00889_(法人名)としてメールでお問合せください。

- ① ガーナ国「市場志向型農村生活改善プロジェクト」基本計画策調査報告
- ② ガーナ国「市場志向型農村生活改善プロジェクト」R/D (Record of Discussions) (写)

※②は、12/24までに格納予定です。お手数をおかけいたしますが12/24以降に再度GIGAPODにアクセスいただき資料をダウンロードいただきますようお願い致します。

2) 公開資料

- ① SHEP アプローチ全般

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/index.html>

（6）対象国の便宜供与

ガーナ国省食糧農業省の庁舎内に事務所スペースが提供され、協働するカウンターパートが配置される他、プロジェクト実施に必要な情報提供等が得られることになっていきます。

(7) その他留意事項

1) 安全管理

ガーナ北部については、国境を接するイスラム武装勢力による侵食が始まっており、①治安機関、行政機関（教育施設含む）、ホテルやレストランを標的とした襲撃テロ、②外国人を標的とした人質・誘拐・殺傷、③移動中の車列を標的とした襲撃、④コミュニティにおける部族間衝突に巻き込まれる、といった具体的脅威を想定されており、現在邦人関係者の渡航が制限されている状況にある。つては、プロジェクトサイトの選定においては、JICA安全対策措置を踏まえて、慎重に行うこととする。

2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上